

焼津市告示第204号

焼津市消防団応援の店登録事業実施要綱を次のように定める。

令和5年6月16日

焼津市長 中野 弘道

焼津市消防団応援の店登録事業実施要綱  
(趣旨)

第1条 この要綱は、消防団の福利厚生の実充により焼津市消防団員（以下「団員」という。）の確保及び加入を促進し、もって地域防災力の充実強化を図るために、焼津市内にある店舗、企業及び施設等（以下「事業所」という。）が、焼津市消防団応援の店（以下「応援の店」という。）として団員及び家族に対するサービス等の提供を行う消防団応援の店登録事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 団員 焼津市消防団条例（昭和60年焼津市条例第19号）第3条の規定により任命されている消防団員をいう。
- (2) 家族 団員と同居している者をいう。
- (3) サービス等 応援の店が提供する施設の利用料金又は商品価格の割引、記念品等の進呈その他応援の店が実施する各種サービスをいう。

(応援の店の役割)

第3条 応援の店は、市長が実施する事業趣旨を理解し、自らの責任のもとで、団員及び家族に対し、サービス等の提供を行うものとする。

(応援の店の登録)

第4条 応援の店の登録を希望する事業所は、焼津市消防団応援の店登録申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、申請の内容を精査し、適当と認める事業所を応援の店に登録するものとする。ただし、次の各号に該当する事業所については、登録を行わないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業又はこれに類する業種を営む事業所
- (2) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業を営む事業所
- (3) 消費者金融業を営む事業所

- (4) 利殖を目的とした投資・投機があつせん、勧誘、募集等を専ら行う事業所
- (5) 法律の定めのない医業類似行為を行う事業所
- (6) 法令に違反している事業所
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中の事業所
- (8) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない事業所
- (9) 役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である事業所
- (10) 特定の政治活動や宗教活動を主たる目的として活動する事業所
- (11) 公序良俗に反する事業所
- (12) 前各号に掲げる事業所のほか、市長が登録しないことが適当と認める事業所  
（表示証の交付等）

第5条 市長は、前条により登録したときは、申請者に焼津市消防団応援の店登録決定通知書（第2号様式）及び表示証（第3号様式）を交付するものとする。  
（表示証の掲示等）

第6条 応援の店は、次のいずれかの方法により、応援の店であることを表示するものとする。  
(1) 表示証を応援の店の見やすい場所に掲示すること。  
(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、ホームページその他の広告等に表示証のデザインを使用すること。  
（利用証の交付等）

第7条 市長は、団員に対し焼津市消防団応援の店利用証（以下「利用証」という。）（第4号様式）を交付する。  
2 団員は、利用証の紛失又は破損等により再交付を受けようとするときは、焼津市消防団応援の店利用証再交付申請書（第5号様式）により、市長に申請しなければならない。  
3 団員は、焼津市消防団を退団する場合は、速やかに利用証を返却しなければならない。  
（利用証の提示）

第8条 団員及び家族は、応援の店からサービス等の提供を受けようとするときは、利用証を提示しなければならない。  
（遵守事項）

第9条 団員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。  
(1) 利用証を不正に使用し、又は他人に貸与し、若しくは譲渡しないこと。  
(2) 応援の店を利用する際は、応援の店の指示に従うこと。  
（応援の店の情報の公表）

第10条 市長は、応援の店の名称及びサービス内容等について、焼津市ホームページ等に掲載することができるものとする。

(登録の変更及び廃止)

第11条 応援の店は、提供するサービス等を変更するとき又は応援の店の登録を廃止するときは、焼津市消防団応援の店情報変更・廃止届(第6号様式)により、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第12条 市長は、応援の店が事業を廃止したとき、偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき又は第4条第2項各号のいずれかに該当することが明らかとなったときは、登録を取り消すものとする。

(表示証の返却)

第13条 前2条の規定により登録を廃止又は取り消された事業所は、速やかに表示証を返却しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

焼津市消防団応援の店登録申請書

（宛先）焼津市長

焼津市消防団応援の店として登録したいので、次のとおり申請します。

ふりがな	
店舗等の名称	【業種：飲食・販売・その他（ ）】
所在地	〒 —
ふりがな	
代表者氏名	(役職名： )
担当者	部署名：
部署名・氏名	氏 名：
電話番号	
F A X 番号	
E-mail	
ホームページアドレス	
営業時間	時 分から 時 分 時 分から 時 分
定休日	
提供するサービスの内容	
備考	
<p>本事業所は、焼津市消防団応援の店登録事業実施要綱第 4 条第 2 項第 1 号から第 14 号までに該当する店舗等ではないことを宣誓します。</p>	

第2号様式（第5条関係）

焼 一 号  
年 月 日

焼津市消防団応援の店登録決定通知書

（宛先）

焼津市長



貴事業所を、焼津市消防団応援の店として次のとおり登録したので通知します。

登 録 番 号

企 業・店 舗 名

第3号様式（第5条関係）

（縦21センチメートル 横9.5センチメートル）



焼津市消防団

応援の店

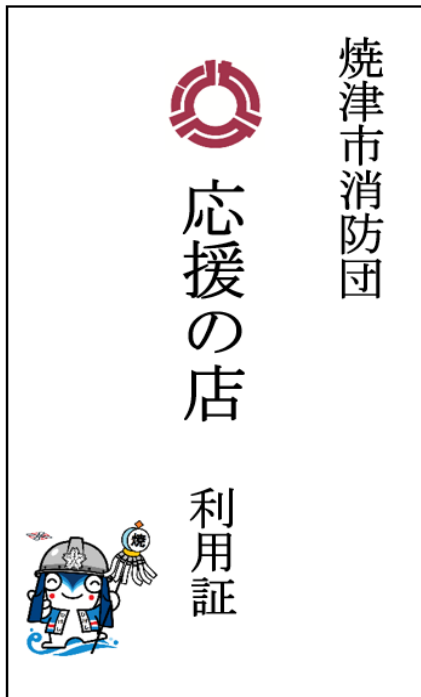
加盟店



第4号様式（第7条関係）

（横55ミリメートル 縦91ミリメートル）

（表面）



（裏面）

焼津市消防団

分団

団員氏名

【注意事項】

- 1 焼津市消防団応援の店登録店舗でこの利用証を提示してください。利用証を提示しない場合、サービスを受けることができません。
- 2 この利用証は署名した消防団員のみ有効となります。他人への譲渡や貸与等はできません。
- 3 消防団を退団した場合、この利用証は速やかに事務局へ返却してください。

お問い合わせ先 焼津市地域防災課  
TEL: 054-623-2572

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）焼津市長

所属  
階級  
氏名  
電話

焼津市消防団応援の店利用証再交付申請書

焼津市消防団応援の店登録事業実施要綱第7条第2項の規定により、焼津市消防団応援の店利用証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 再交付の理由

紛失 ・ 破損 ・ その他（ ）

2 至った経緯



第6号様式（第11条関係）

年 月 日

（宛先）焼津市長

店舗等の名称  
登録番号  
所在地  
代表者氏名

焼津市消防団応援の店登録情報変更・廃止届

焼津市消防団応援の店登録情報の変更（廃止）をしたいので、次のとおり届け出ます。

1 変更（廃止）理由

2 変更内容

3 変更（廃止）期日

年 月 日

備考 届出を行う店舗が複数ある場合は、代表店舗がまとめて届出書及び店舗一覧を焼津市長に提出してください。